

作成日 令和7年1月8日

令和7年度 施行

## 町民活動支援センター管理運営業務委託

(魅力創造課魅力創造係)

公示用

町民活動支援センター管理運營業務委託

項目	単価	数量	単位	金額	備考
<b>管理運營業務委託(R7~R9)</b>					
事務職員①		3290	時間		
事務職員②		822	時間		
休日手当①		48	時間		
休日手当②		24	時間		
時間外手当		48	時間		
社会保険料		24	か月分		
労災保険①		2	人		
労災保険②		1	人		
雇用保険①		2	人		
研修費		1	式		
事業費		1	式		
通信費		12	月		
諸経費		5	%		
小計					
再計					
消費税 10 %					
合計					
<b>ファシリテーター養成講座(R8)</b>					
ファシリテーター養成講座		1	式		
消費税 10 %					
合計					
1年合計 ( R7 )					
1年合計 ( R8 )					
1年合計 ( R9 )					
3年合計					契約期間 令和7年4月1日～ 令和10年3月31日

## めむろ町民活動支援センター管理運営委託業務 仕様書

### 1 業務の目的

委託業務は、めむろ町民活動支援センター設置要綱に基づき、町民と行政の協働によるまちづくりの必要性から、自主的な町民活動を推進し、自立と発展を支援するため、中間支援組織として、めむろ町民活動支援センター（以下「支援センター」という。）の管理及び運営に関する業務を行う。

### 2 業務の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 3 業務内容

- (1) 支援センター設置要綱を遵守し、町民活動の推進を図る。
- (2) 町が設置する支援センター及び備品等を適切に管理するとともに、利用者に提供する。
- (3) 開設時間は、原則として土日祝祭日、芽室町中央公民館の休館日を除く9時30分から17時00分とする。
- (4) 原則として職員2名以上を配置する。
- (5) 支援センターの利用は原則登録制とし、町民活動推進の観点からも、利用者の増加に努める。
- (6) 町民活動や地域コミュニティの活性化、多様な主体の連携促進を図るためコーディネート機能の充実を図る。
- (7) 新たな活動団体の設立支援及び町民に対する活動団体の紹介、町民活動等に関する各種相談に適切に対応する。
- (8) さまざまな媒体を活用し、町民や行政等へ情報発信、情報提供を行う。
- (9) 町民の交流の場の提供や、対話によるまちづくりを推進するために必要な調整、支援を行う。
- (10) 「めむろ町民活動支援センター意見交換会」を年間2回以上開催し、活動団体の意見を運営に反映する。
- (11) 「町民活動推進事業報償」の審査及び交付を行う。
- (12) 活動団体による評価を事前に協議した上、毎年実施するとともに、その結果を毎年1月末日までに町に提出する。
- (13) 予算及び決算を明確にし、活動団体に公開する。
- (14) 委託者である町との情報交換を定期的に行う。
- (15) 町が用意するコピー機、印刷機の管理を行う。
- (16) 令和8年度は、ファシリテーター養成講座に関する業務を行う。

### 4 その他

委託者及び受託者のいずれかにおいて業務の遂行に関し疑義が生じた場合には、別途協議を行う。